

2026年5月20日

## 株式交換に係る事後開示書面

東京都大田区東蒲田2丁目30番17号  
株式会社テンポスホールディングス  
代表取締役 森下 篤史

大阪府大阪市此花区北港1丁目3番48号  
株式会社明和製作所  
代表取締役 下條 聡哉

株式会社テンポスホールディングス（以下「テンポスホールディングス」という）と、株式会社明和製作所（以下「明和製作所」という）は2026年4月27日付で締結した株式交換契約に基づき、2026年5月20日を効力発生日として、テンポスホールディングスを株式交換完全親会社、明和製作所を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を行いました。

会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づき、本株式交換に関して開示すべき事項は以下の通りです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）  
2026年5月20日
2. 株式交換完全子会社における会社法784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第190条第2号）
  - (1)会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定に係る手続きの経過  
会社法第784条の2の規定による本株式交換の差し止め請求を行った明和製作所の株主はおりませんでした。
  - (2)会社法第785条の規定に係る手続きの経過（反対株主の買取請求）  
会社法第785条の規定に基づく請求を行った明和製作所の株主はおりませんでした。
  - (3)会社法787条の規定に係る手続きの経過（新株予約権買取請求）  
該当事項はありません。
  - (4)会社法第789条の規定に係る手続きの経過（債権者の異議）  
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
  - (1)会社法第 796 条の 2 の規定に係る手続きの経過（本株式交換の差止請求）

本株式交換は会社法第 796 条 2 項本文に規定する簡易株式交換であるため、該当事項はありません。
  - (2)会社法第 797 条の規定に係る手続きの経過（反対株主の株式買取請求）

本株式交換は会社法第 796 条 2 項本文に規定する簡易株式交換であるため、該当事項はありません。
  - (3)会社法第 799 条の規定に係る手続きの経過（債権者異議）

該当事項はありません。
4. 株式交換により、株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、テンポスホールディングスが取得した明和製作所の株式の数は、普通株式 6,000 株です。
5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
  - (1)テンポスホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。
  - (2)明和製作所は、会社法第 319 条第 1 項の規定による株主総会にかわる書面みなし決議により、2026 年 5 月 13 日に本株式交換契約の承認を得ております
  - (3)テンポスホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりテンポスホールディングスが明和製作所の自己株式を除く発行済み株式の全部を取得する時点の直前時における明和製作所の株主に対して、その保有する明和製作所の普通株式 1 株につき、テンポスホールディングス普通株式 9.6963 の割合を持ってテンポスホールディングス普通株式を割当交付いたしました。

以上